

紙面で防災訓練 「災害紙上訓練・DPG」開催中

「グリーンシティを守る584の法則」

いつ起きるかわからない大地震！その大地震をグリーンだより紙上で体験し「いかにして自分の命を守るか」を考えるゲームです。地震想定日は、4月中旬の日曜日、マンションの8階に住む主人公の大石さん家族がゆったりとラジオで音楽を聞きながら朝食を食べているその瞬間に発生した。目の前に広がる風景、あなたの生活、何もかもが一変した。「大地震発生」「停電！静寂？余震への前触れ」「助け合い」「広がる人の輪」「救え！尊い命！」「救出！」「協力！」「避難！」「第9回「ぬくもり！」に引き続き、さて、あなたならこの体験を通して何を感じるのでしょうか？

第10回「要援護者」

そこに民生委員の山下さんがやって来た。山下：「高齢者や障害者の方々の安否確認に回っているんですが、情報の集約などお手伝いできる人はいませんか？この状態では私たち民生委員だけでは無理です。一刻も早く安否を確認しながらの確認集計作業は限界です」大石：「それなら、大島さん！情報の集約をお願いします」大島：「了解しました。ただ、個人のパソコンを使用して



も良いのですが、大切なデータなので、もし管理組合で所有するパソコンがあれば使用した方がより良いと思いますし、私以外が使用するのも気にせず利用できると思うのですが？」志村理事長：「管理組合の広報委員会が使用しているノートパソコンがありますよ。それを使ってください」大石：「どんなパソコンですか？」大島：「何でもいいですよ。エクセルやワードが使えれば十分です。私は本部で集計していきますので、現在判っているデータをください」山下：「助かります。とりあえず安否のとれている独居の高齢者と高齢者の家庭です。順次判り次第報告していきますので、よろしくをお願いします」山田自治会長：「ちょっと待ってください！山下さん！民生さんの持っている情報には守秘義務があるでしょう。だから、一般の人にそれらの情報を公開するのは如何なものでしょうか？」山下：「そう言われても他の民生委員さんや民生協力委員さんはケガをされていて、どうしようもないんですよ。こうしている間にも早く行って確認してあげなければならぬ方もいらっしゃるんですよ」大石：「ふうーん。守秘義務ですか？難しいものがあるのですね」

そこに平山さんが戻ってきた。平山：「ああ、民生委員さんの守秘義務に関してですね。それは以前気になったことがあって調べてみたんですよ。」大石：「平山さん、もったいぶらずに早く教えてください」平山：「内閣府(防災担当)災害応急対策担当と総務省消防庁国民保護・防災部防災課と厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室が協同して『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』を出しており、それにはこのように記載されているんです。「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ、積極的に取り組むこと。その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供につい

ては、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である」簡単に言えば、今の状態で情報を自主防災組織と共有すること、そして安否を確認することは『明らかに本人の利益になるとき』なんですよ」大島：「お話をしている間に、もう打ち込み可能なフォーマットができましたよ」大石：「仕事が早いね大島さん！じゃ、山下さん！大変でしょうが私たちも一緒に頑張りますから、力を合わせていきましょう！そして、預かった情報は厳重に管理していきましょうね」



津田：「そうです。高齢者の方々のところにも、今、焼いているイカ焼きを届けましょうよ」

そこに星崎さんが急いで帰ってきた。星崎：「どうやら雑排水管の破断した箇所がありそうだ！」

<参考条文>

災害時要援護者の避難支援ガイドライン(抜粋)

『関係機関共有方式の積極的活用』より、市町村では、関係機関共有方式を活用し、保有個人情報の目的外利用・第三者提供のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについて消極的なところも多くみられるが、国の行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ、積極的に取り組むこと。その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに留意すること。なお、同意を得ることが困難な要援護者については、例えば、災害時における保有情報の目的外利用・第三者提供を一切拒否していることや、特定の者・団体に対する情報提供を拒否していることについての登録制度を設けておくことも検討すること。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(利用及び提供の制限)第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。・・・四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

防災会からのお知らせ

<安否確認登録・掲示板のお知らせ>

グリーンシティ防災会では、携帯電話用のホームページに安否確認登録と掲示板を設営しています。書き込み時には、共通のユーザー名：**パスワード：**を入れてからサイト内に入ってくださいね。

南側チェーンゲートを閉鎖します

予定より2ヶ月程度遅れてしまいましたが、インターホン機器の動作不良が改修できました。

敷地内への不審車両の出入りや迷惑駐車等、特に深夜の安全性を少しでも高めるため、南側チェーンゲートを以下のように閉鎖します。

閉鎖開始日：3月17日(月)

閉鎖時間：午後11:00～午前8:30

閉鎖時間内は管理事務所でのゲートの開閉は行いません。

来客の送迎等でゲートを開ける必要がある場合は、各居住者の責任においてリモコン操作を行ってください。なお、敷地内駐車場を契約していない方でリモコンをお持ちでない方も、1戸に1台はリモコンを所有することができますので、管理事務所で購入の上ご利用ください。



自治会からののお知らせ

最近のグリーンシティにおける資源ごみの出し方を見て、リサイクルのために我々市民が行うべき最低限のルールを加古川市環境第一課に再確認しました。

1. ペットボトルにキャップやラベルが付いたまま出してあるが、リサイクルに支障はないか？

回答：キャップはペットボトルと素材が異なりますので必ず外してください。なお、外したキャップは「燃えるゴミ」に出してください。ラベルもペットボトルと素材が異なりますが選別機で選別可能です。しかし、最近のラベルは手でも剥がしやすくなっているので、できるだけ剥がすようにご協力をお願いします。なお、外したラベルは「燃えるゴミ」に出してください。

2. びんはかごの色で区分(青かごは無色びん、茶かごは褐色びん、黄かごはその他色びん)するが、それを無視して乱雑に出された場合リサイクルに支障はないか？

回答：無色、褐色のピンをリサイクルするためには一定以上の純度が必要となるので、無色、褐色のピンは確実に分別する必要があります。収集したびんは市でも色および不純物についてさらに選別していますので、ご協力をお願いします。

もうそろそろ「**自分さえよければよい**」という考えは止めませんか！我々の**子どもや孫の時代の地球環境**を考え、リサイクルに協力しましょう。また、放火対策として**燃えやすいごみ(燃えるごみ、資源ごみの紙・衣類、ペットボトル)**の前日出しは**禁止**です。最低限の住まいのルールを守って暮らしましょう。

小学校PTAからののお知らせ

平成19年度PTA・少年団地区総会のお知らせ

「平成19年度PTA・少年団地区総会」を以下のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

日時：3月14日(金)午後7時30分から

場所：集会所ホール

1年間小学校PTAおよび少年団活動にご理解、ご協力ありがとうございました。

3月の行事予定

卒業式 3月21日(金)

修了式 3月24日(月)



3月3日(月)の立ち番は次の方でした。

溝之口交差点北側 E さん

高架下 B さん

D棟 C棟 A棟 B棟 G棟 F棟 E棟の順で回ります。

中学校PTAからののお知らせ

3月の行事予定をお知らせします。

卒業式 3月12日(水)

修了式 3月24日(月)



今年度もあと少しとなりました。

1年間ご協力ありがとうございました。

少年団からののお知らせ

1年間少年団活動にご理解ご協力いただきありがとうございました。子ども達といっしょに役員一同楽しい時を過ごすことができました。

また、並行して新役員が活動しています。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

2月24日(日)廃品回収にご協力いただきありがとうございました。



ご意見、ご要望などをどしどしお書きください。(ご記名をお願いします)

4月											3月																											
13日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	31日	30日	29日	28日	27日	26日	25日	24日	23日	22日	21日	20日	19日	18日	17日	16日	15日	14日	13日	12日	11日	10日				
			燃えるごみ収集日	燃えないごみ収集日		燃えるごみ収集日				燃えるごみ収集日	かん収集日		燃えるごみ収集日				燃えるごみ収集日	ペットボトル・紙・衣類収集日		燃えるごみ収集日			燃えるごみ収集日	粗大ごみ収集日	燃えるごみ収集日	びん収集日		燃えるごみ収集日					燃えるごみ収集日	燃えないごみ収集日		燃えるごみ収集日		
環境整備委員会							広報委員会	専門部長会							専門部長会	自治会役員会							修繕委員会	小学校卒業式	春分の日					理事会		PTA・少年団地区総会		中学校卒業式				

こんな意見がありました

自転車のとめ方がだらしなないです。スタンドロックを必ずしてください。 B棟居住者

ふとんたたきの音が建物に反響しています。ご近所の迷惑にならないように注意してもらいたいです。 E棟居住者

ベランダに上の階から土や汚物が落ちてきて困っています。洗濯物も干していますし、やめてほしいです。 D棟居住者

「いかなご」の名前

「いかなご」は、加工の状態によって、いくつもの名前を付けられています。

生の親イカナゴは、当然「いかなご」と呼びますが、これを「かますご」と呼ぶ人もいます。京都で、通常「かますご」と呼ばれるのは、親イカナゴをポイルしたものです。

イカナゴの幼魚(せいぜい4~5センチ)を、「新子」と呼びます。ただし、本来「新子」という呼び方は汎用的なもので、イカナゴに限ったわけではないのです。しかし、2月末から4月にかけて、関西地方で「新子」といえば、イカナゴの幼魚を指します。

この「新子」をポイルしたものが、やっぱり商品名「新子」で流通しています。この「新子」をポイルして、乾燥させると、「かなぎちりめん」になります。略称は「かなぎ」です。

この「かなぎちりめん」を佃煮にすると、「こうなご」(小女子)となります。なお、関東方面では「いかなご」自体を「こうなご」とも呼ぶようです。

イカナゴの幼魚を、生のまま佃煮にすると「いかなご釘煮」になります。

2月のニューフェイス



B さん
B さん

今月のクイズ

暗号好きな街にこんな標識がありました。さて何の標識？

1 2 3 4 5



先月号の正解

マンガ家

小学校

正解者 12名のうち厳正な抽選の結果5名の方に図書カードを贈呈します。

応募用紙

3月の答え

✂️ どんどんご応募ください！

応募締め切り日： 3月31日
提出場所：管理事務所

棟 号

フリガナ
氏名